

即位改元について

土橋 誠

1. はじめに

平成に元号が改まって、すでに22年になっている。この元号制度については、元号法制化の時期にいろいろと歴史的な問題に関して議論されてきた^(注1)。その段階で、かなりのことが明らかになり、元号の選ばれ方などについても論及されてきた。

それとは別に、私自身、淳仁天皇の傀儡性を証明するために、即位改元(「代始改元」とも言うが、以下「即位改元」に統一する)について検討した結果、淳仁朝一代を通じて即位後に改元がなされていない事実を挙げた^(注2)。今もこの証明方法を有効と考えているが、木本好信氏から淳仁天皇は完全に傀儡ではなく、天皇としての權威や権力を有していたとの御批判をいただいた^(注3)。

批判は甘んじて受けなければならないが、やはりこの即位改元の問題を考えれば、即位当初の淳仁に本当に政治権力があつたとは到底認めがたいと思っている。そこで、本稿では即位改元とはどのような意味をもつのか、改めて考えてみたい。

方法論的には即位最初の改元がどのようになされたかを細かく分析し、改めて即位改元について考えてみるが、元号制度自体、中国から入ってきたものである以上、中国の即位改元の実例を眺めてから、我が国の状況を改めて見ることにしたい。元号制度については、これまで多くの蓄積があり、それぞれのところで触れてみるが、今更私が付け加えることはほとんど何も無いと思う。しかし、淳仁の位置づけを行う上で必要と感じたので改めて考えることにした。

2. 元号制度以前のあり方

元号制度については、江戸時代から研究があり、特に伊藤東涯が『制度通』で概略的なことを述べており^(注4)、ほぼそれに尽きている感もある。そこで、まず中国の元号制度の法則性を抽出してみることにしたい。

(1) 中国の場合

中国で元号制度が始まるのは前漢の武帝の時代である。それまでは、王や皇帝の即位何年という言い方をしている。これを即位紀元という。そのため、新しい天子が即位した翌

年から、その始めの年という認識になっていることが多い点にまず注意したい。中国の場合は紀年が金石文によっても確かめられるので、その王の何年という言い方が通常使用されていたと思われる。

『資治通鑑』によれば、周の威烈王の23年の翌年は安王の元年となっている。また、前漢は元号制度ができるまでは結構不明な点も多いが、『資治通鑑』では、高祖12年の翌年が高后元年となっている。文帝の元年は高后元年と『史記』では同じ年に見えるが、『資治通鑑』では翌年のこととなっている。このあたりは、『資治通鑑』の方が史料を整理して当てはめているところがあるように見える。

次の景帝の場合は、もう少し複雑なようである。『史記』の孝文本紀では、「孝景皇帝元年十月、制詔御史、」とみえているが、孝景本紀では「元年四月乙卯、赦天下。」とあって、その即位の翌年が景帝の元年と記載されている。このあたりは記載に混乱があるようだ。

次の武帝は、孝武本紀では「孝景十六年崩、太子即位、為孝武皇帝。」とあり、その翌年が「元年」と記載されている。

以上の例から見ると、これまでの研究にあるように、「踰年称元」（即位の翌年に元号を改めること）が理想とされてきたことが窺える^(註5)。やはり新しい天子が即位したら、その翌年が(次の天子の)元年という認識があり、最終的に『資治通鑑』の記載のように整理されたものと見られる。ただ、いくらか史料によって混乱があり、即位した年を元年とすることもあるため、完全には統一されていないことがある。しかし、史書の体裁として、最終的には『資治通鑑』に見られる記述に落ち着いていったのではなかろうか。

(2) 日本の場合

このことは、我が国の最初の史書である『日本書紀』の年数の記述の仕方でも窺うことができる。付表1のとおり、『日本書紀』の王暦は翌年から元年とする数え方になっており、綺麗に整理されている。ただ、『日本書紀』は編纂されたものであり、その大王の時に「～王の何年」という紀年があったかどうかは別の問題である。ここでは、その大王の在位が史実であったかどうかを問題にしているのではなく、『日本書紀』編纂時の意識として王暦をどのように数えていたかをみているのである。

付表1に見えるように、即位が前王の崩御年であろうと、翌年即位であろうと、前王崩御の翌年から、次の王暦が始まっている。例外は孝徳と文武になっている。孝徳は皇極からの譲位によって即位したし、文武は持統の譲位により即位し、ここで『日本書紀』の記述は終わり、『続日本紀』へと繋がっている。その場合の王暦は譲位年が元年となっており、それまでの例とは異なっている。

このことは、後にみるように、8世紀前半において、王暦の数え方としては、いわゆる

付表1 元号成立以前の王暦の数え方

番号	天皇名	即位年	元年	西暦 (参考)	備考
1	神武	神武元年正月朔日	即位年		正月元日即位
2	綏靖	綏靖元年正月8日	即位年		前年3月崩御、正月八日即位
3	安寧	綏靖33年7月3日	即位翌年		5月崩御、7月3日即位
4	懿德	懿德元年2月4日	即位年		前年12月崩御、2月4日即位
5	孝昭	孝昭元年正月9日	即位年		前年9月崩御、正月9日即位
6	孝安	孝安元年正月27日	即位年		前年8月崩御、正月27日即位
7	孝靈	孝靈元年正月12日	即位年		前年正月崩御、正月12日即位
8	孝元	孝元元年正月14日	即位年		前年2月崩御、正月14日即位
9	開化	孝元57年11月11日	即位翌年		9月崩御、11月11日即位
10	崇神	崇神元年正月13日	即位年		前年4月崩御、正月13日即位
11	垂仁	垂仁元年正月3日	即位年		前年12月崩御、正月2日即位
12	景行	景行元年7月11日	即位年		前年2月崩御、7月11日即位
13	成務	成務元年正月5日	即位年		前年11月崩御、正月5日即位
14	仲哀	仲哀元年正月11日	即位年		前年崩御、正月11日即位
15	神功	神功元年	摂政開始		前年2月崩御
16	応神	応神元年正月朔日	即位年		前年4月崩御、正月元日即位
17	仁徳	仁徳元年正月3日	即位年		3年前の2月崩御、正月3日即位
18	履中	履中元年2月1日	即位年		前年正月崩御、2月1日即位
19	反正	反正元年正月2日	即位年		前年3月崩御、正月2日即位
20	允恭	允恭元年12月	即位年		前年正月崩御、12月即位
21	安康	允恭42年12月14日	即位翌年		正月崩御、12月14日即位
22	雄略	安康3年11月13日	即位翌年		8月崩御、11月13日即位
23	清寧	清寧元年正月15日	即位年		前年8月崩御、正月15日即位
24	顕宗	顕宗元年正月朔日	即位年		前年正月天皇崩御、11月飯豊皇女崩御、正月15日即位
25	仁賢	仁賢元年正月5日	即位年		前年4月崩御、正月5日即位
26	武烈	仁賢11年12月	即位翌年		前年八月崩御、政変で12月即位
27	継体	継体元年正月6日	即位年		前年12月崩御、正月6日即位
28	安閑	継体25年2月7日	即位翌年		前年2月崩御、同日譲位即位
29	宣化	安閑2年12月	即位翌年		前年12月崩御、即日即位
30	欽明	宣化4年12月5日	即位翌年		前年10月崩御、12月5日即位
31	敏達	敏達元年4月3日	即位年		前年32年4月崩御、4月3日即位
32	用明	敏達14年9月5日	即位翌年		前年14年8月崩御、9月5日即位
33	崇峻	用明2年8月2日	即位翌年		前年4月崩御、8月2日即位
34	推古	崇峻5年12月8日	即位翌年	593	前年11月3日崩御、12月8日即位
35	舒明	舒明元年正月4日	即位年	629	前年3月崩御、翌年正月4日即位
36	皇極	皇極元年正月15日	即位年	642	前年10月9日崩御、翌年正月15日即位
37	孝徳	大化元年6月14日	即位年	645	同年6月譲位、即日即位、改元
38	齋明	齋明元年正月3日	即位年	655	前年10月10日崩御、正月3日即位
39	天智	齋明7年7月24日(称制)	即位翌年	662	前年7月24日崩御、翌年称制元年
40	天武	天武2年2月27日	即位前年	673	前々年12月3日崩御、翌年壬申の乱、翌々年2月27日即位
41	持統	持統元年正月1日(称制)	即位翌年	687	前年9月9日崩御、翌年称制元年
42	文武	文武元年8月1日	即位年	697	同年8月1日譲位、即日元年と数える

諒闇即位の時は翌年を元年とし、讓位即位の時は同年が元年となる認識であったことがわかる。この即位翌年に改元することを「越年称元(踰年称元法)」^(注6)といい、明治に那珂通世が指摘して以来の即位改元の方式の呼び方である。これに対して、倉西裕子氏がいわれるような「当年称元法」とでもいう讓位時に改元する方式は、中国では王朝交代か讓位の時にしか見られない^(注7)。それを参考にしたかは不明であるが、元号制度定着以前の段階において、日本の讓位即位の場合も同年が元年という書き方をしている点は注目すべき事実であろう。

ところで、倉西氏はこの『日本書紀』の王暦の数え方も元号制度が建てられてからのものも一緒にして「踰年称元法」としている。しかし、元号成立以前については史書としての体裁上から王暦を計算していることから、少なくとも推古朝以前の大皇の時代には実際にどのように数えたかは不明とすべきであろう。

むしろ、『日本書紀』を編纂するときに中国式の王暦の数え方、すなわち「踰年称元法」を採用して記述したとすべきではなかろうか(以下、元号についてのみ「踰年改元」と呼称する)^(注8)。実際に、その王の時代に王暦をどのように数えたかはかなり難しい問題であり、もう少し史料の集積を待って判断すべきと考える。ここでは『日本書紀』が中国史書と同じ王暦の数え方を採用したことを重視したいと思う。

(3)朝鮮三国の場合

さて、以上の王暦の数え方は、朝鮮三国とはいささか異なっている点にも注意される。朝鮮三国の元号については、藤田亮策氏の研究以来、所功氏のまとめられたもので尽きている^(注9)。それらによれば、『三国史記』では、新羅の元号しか確認できない。

しかし、高句麗や百済では金石文に若干の元号が残されている。高句麗のものでは、広開土王碑文(391年)に「永楽」、銀装蓋付碗銘文(5世紀か)に「延寿」、金銅如来像銘文(6世紀か)に「延嘉」がある。また、百済では6世紀末の釈迦像

付表2 新羅王暦の数え方

番号	王名	元年	西暦	備考
1	赫居世居西干	即位年?	B.C.57	
2	南解次次雄	即位年	4	同年3月崩御、同月即位
3	儒理尼師今	即位年	24	同年崩御、即位
4	解脫尼師今	即位年	58	同年10月崩御、同月即位?
5	婆婆尼師今	即位年	80	同年8月崩御、同月即位?
6	祇摩尼師今	即位年	112	同年10月崩御、同月即位?
7	逸聖尼師今	即位年	134	同年8月崩御、同月即位?
8	阿達羅尼師今	即位年	154	同年2月崩御、同月即位?
9	伐休尼師今	即位年	185	同年3月崩御、同月即位?
10	奈解尼師今	即位年	196	同年4月崩御、同月即位?
11	助賁尼師今	即位年	230	同年3月崩御、同月即位?
12	味鄒尼師今	即位翌年	262	同年12月28日崩御、翌年即位?
13	儒礼尼師今	即位年	284	同年10月崩御、同月即位?
14	基臨尼師今	即位年	298	同年12月崩御、同月即位?
15	訖解尼師今	即位年	310	同年6月崩御、同月即位?
16	奈勿尼師今	即位年	356	同年4月崩御、同月即位?
17	実聖尼師今	即位年	402	同年2月崩御、同月即位?
18	訥祇麻立干	即位年	417	同年5月崩御、同月即位?
19	慈悲麻立干	即位年	458	同年8月崩御、同月即位?

光背銘に「建興」が見えている。これらは、『三国史記』には見えないため、日本の「法興」と同様、逸年号の可能性もある。

それで、『三国史記』に見える元号を表にまとめた。付表2、付表3、付表4にあるように、朝鮮三国、中でも新羅では中国の冊封を受けて、中国元号を使用する以前の王暦の数え方が注意される。日本の歴史書の編纂には多くの朝鮮半島からの渡来人が参画していることはつとに指摘されているが、王暦の数え方が朝鮮半島の各王朝とは異なる点が興味深い。

朝鮮三国では、日本での譲位の場合と同じく、前王の崩御の時点で、次王の元年としているのである。同じ年で前王の～年と、新王の元年が重なるのである。例外として、付表2の12と38は前王の崩御が大晦日かその前日ということであり、新王の即位が翌年になったと見られることから、翌年が元年となった。それ以外はすべて即位以後の残りの期間を元年としている。この点は中国式の王暦の数え方と全く異なっている。

しかも、新羅では、法興王の時代から断続的に元号が建てられている。しかし、真興王時代に改元があったように見えるが、次の真智王時代

番号	王名	元年	西暦	備考
20	炤知麻立干	即位年	479	同年2月崩御、同月即位？
21	智證麻立干	即位年	500	同年11月崩御、同月即位？
22	法興王	即位年	514	同年7月崩御、同月即位？ 23年に建元の元号を建てるが、その後は不明
23	真興王	即位年	540	同年7月崩御、同月即位？ 12年に開国、29年に大昌、 33年に鴻済の元号を建てる
24	真智王	即位年	576	同年8月崩御、同月即位？
25	真平王	即位年	579	同年7月崩御、同月即位？ 6年に建福の元号を建てるが、 前代の元号が続いていたか不詳
26	善徳王	即位年	632	同年正月崩御、同月即位？ 3年に仁平の元号を建てるが、 善徳王一代のみ
27	真徳王	即位年	647	同年正月8日崩御、同日即位？ 同年7月に太和建元、 翌年より唐年号を用いる
28	武烈王	即位年	654	同年3月崩御、同年即位？ 以後、王暦で史書は記し、 元号は唐朝のものを用いる
29	文武王	即位年	661	同年6月崩御、同月即位？
30	神文王	即位年	681	同年7月崩御、同月即位？
31	孝昭王	即位年	692	同年7月崩御、同月即位？
32	聖徳王	即位年	702	同年7月崩御、同月即位？
33	孝成王	即位年	737	同年2月崩御、同月即位？
34	景德王	即位年	742	同年5月崩御、同月即位？
35	恵恭王	即位年	765	同年6月崩御、同月即位？
36	宣徳王	即位年	780	同年4月殺害され、同月即位？
37	元聖王	即位年	785	同年正月崩御、同月即位？
38	昭聖王	即位翌年	799	前年12月29日崩御、翌年即位？
39	哀莊王	即位年	800	同年6月崩御、同月即位？
40	憲徳王	即位年	809	同年7月殺害、同月即位？
41	興徳王	即位年	826	同年10月崩御、同月即位？
42	僖康王	即位年	836	同年12月崩御、同月即位？
43	閔哀王	即位年	838	同年正月自殺、同月即位？
44	神武王	即位年	839	同年2月崩御、同月即位？
45	文聖王	即位年	839	同年7月崩御、同月即位？
46	憲安王	即位年	857	同年9月崩御、同月即位？
47	景文王	即位年	861	同年正月崩御、同月即位？
48	憲康王	即位年	875	同年7月崩御、同月即位？
49	定康王	即位年	886	同年7月崩御、同月即位？
50	真聖王	即位年	887	同年7月崩御、同月即位？
51	孝恭王	即位年	897	同年12月崩御、同月即位？
52	神徳王	即位年	912	同年4月崩御、同月即位？
53	景明王	即位年	917	同年7月崩御、同月即位？
54	景哀王	即位年	924	同年8月崩御、同月即位？
55	敬順王	即位年	927	同年9月自殺、同月即位？

付表3 高句麗王暦の数え方

番号	王名	元年	西暦	備考
1	東明聖王	即位年?	B.C.37	
2	瑠璃明王	即位年	B.C.19	同年9月崩御、同月即位?
3	大武神王	即位年	18	同年10月崩御、同月即位?
4	閔中王	即位年	44	同年10月崩御、同月即位?
5	慕本王	即位年	48	同年崩御、同年即位?
6	大祖大王	即位年	53	同年11月殺害、同月即位?
7	次大王	即位年	146	同年12月讓位即位
8	新大王	即位年	165	同年10月殺害、同月即位?
9	故国川王	即位年	179	同年12月崩御、同月即位?
10	山上王	即位年	197	同年5月崩御、同月即位?
11	東川王	即位年	227	同年5月崩御、同月即位?
12	中川王	即位年	248	同年9月崩御、同月即位?
13	西川王	即位年	270	同年10月崩御、同月即位?
14	烽上王	即位年	292	同年崩御、同年即位?
15	美川王	即位年	300	同年8月自殺、同月即位?
16	故国原王	即位年	331	同年2月崩御、同月即位?
17	小獸林王	即位年	371	同年10月戦死、同月即位?
18	故国讓王	即位年	384	同年11月崩御、同月即位?
19	広開土王	即位年	392	同年5月崩御、同月即位?
20	長寿王	即位年	413	同年10月崩御、同月即位?
21	文咨明王	即位翌年	492	同年12月崩御、翌年正月即位?
22	安臧王	即位年	519	同年崩御、同年即位?
23	安原王	即位年	531	同年5月崩御、同月即位?
24	陽原王	即位年	545	同年3月崩御、同月即位?
25	平原王	即位年	559	同年3月崩御、同月即位?
26	嬰陽王	即位年	590	同年10月崩御、同月即位?
27	嬰留王	即位年	618	同年9月崩御、同月即位?
28	宝臧王	即位年	642	同年10月殺害、同月即位?

付表4 百濟王暦の数え方

番号	王名	元年	西暦	備考
1	温祚王	即位年?	B.C.18	
2	多婁王	即位年	28	同年2月崩御、同月即位?
3	蓋婁王	即位年	128	同年11月崩御、同月即位?
4	肖古王	即位年	166	同年崩御、同年即位?
5	仇首王	即位年	214	同年10月崩御、同月即位?
6	沙伴王	即位年	234	同年崩御、同年即位?
7	古爾王	即位年	234	沙伴王幼少のため王位に就く
8	責稽王	即位年	286	同年11月崩御、同月即位?
9	汾西王	即位年	298	同年9月戦死、同月即位?
10	比流王	即位年	304	同年10月殺害、同月即位?
11	契王	即位年	344	同年10月崩御、同月即位?
12	近肖古王	即位年	346	同年9月崩御、同月即位?
13	近仇首王	即位年	375	同年11月崩御、同月即位?
14	枕流王	即位年	384	同年4月崩御、同月即位?
15	辰斯王	即位年	385	同年11月崩御、同月即位?
16	阿莘王	即位年	392	同年11月崩御、同月即位?

には見えなくなり、再び真平王の時
に一度だけ見える。そして、次の善
徳王の時代に「仁平」の独自元号を
建て、次の真徳王の時も「太和」の
元号を新たに作っている。これらは
つながって使用されていたのか、そ
の王の時に単独に近い形で元号が建
てられたのか全く分からない。

ただ、善徳王から真徳王の時は、
善徳王の亡くなった年が真徳王の「太
和元年」となっており、他の王暦の
数え方と全く変わらない。その後、
新羅ではこの「太和二年」に唐の冊
封を正式に受け入れ、唐の元号を用
いることになったため、独自年号は
消滅した。

さらに、新しい新羅王の即位や王
と使用している元号とは全くリンク
することはなくなり、ただ唐の元号
が続くだけとなったのである。その
ため、『三国史記』では王暦で年紀を
記して、唐の元号では記述されてい
ない。しかし、実際の行政などでは
唐の元号を用いたと見られ、「～王～
年」という呼称は用いられていない
可能性が高い。あくまでも歴史書の
体裁としての王暦の中だけにしか見
えないのかもしれない。この点が統
一新羅以降の各王朝の基本となっ
ている。

また、新羅以外の高句麗や百済で
も年紀の数え方は新羅と同様である。

高句麗では付表3の21の正月即位を例外として、残りはすべて即位時点以後の期間を元年としており、同年に前王の王暦と新王の王暦が混在している。例外としたものも12月崩御ということで、正月即位となったと見ると、全く矛盾はなくなる。一方、百済では一つの例外もなく、同年中に新王の元年が始まっているのである。

番号	王名	元年	西暦	備考
17	腆支王	即位年	405	同年9月崩御、同月即位？
18	久爾辛王	即位年	420	同年3月崩御、同月即位？
19	毘有王	即位年	427	同年12月崩御、同月即位？
20	蓋鹵王	即位年	455	同年9月崩御、同月即位？
21	文周王	即位年	475	同年9月崩御、同月即位？
22	三斤王	即位年	477	同年9月崩御、同月即位？
23	東条王	即位年	479	同年11月崩御、同月即位？
24	武寧王	即位年	501	同年12月崩御、同月即位？
25	聖王	即位年	523	同年5月崩御、同月即位？
26	威徳王	即位年	554	同年7月戦死、同月即位？
27	恵王	即位年	598	同年12月崩御、同月即位？
28	法王	即位年	599	同年崩御、同年即位？
29	武王	即位年	600	同年5月崩御、同月即位？
30	義慈王	即位年	641	同年3月崩御、同月即位？

以上の例は、『三国史記』の編纂方針とかかわるのであろうが、同年中に新王の元年が始まる形をとるのが原則としているとしてよいであろう。もちろん、『日本書紀』に引用された、いわゆる百済三書の年紀法がわかればよいのであるが、引用された形態のため、王暦の数え方は不明としておくほかはない。

このことから、『日本書紀』の編纂には、百済系の渡来人が多数参画していたとみられるが、王暦の数え方については、なぜか中国式の数え方を採用したのである。それは、前王崩御の年は前王の王暦とし、翌年の正月から元年と数える踰年称元法である。例外は、譲位により新王が即位したときには新王即位以後が新王の元年とされたことであり、いずれも朝鮮半島の三国とは異なった方式とみてよからう。

3. 前漢から東晋までの即位に伴う改元

中国で元号制度が正式に設けられたのは前漢の武帝の時代である。それまでの王暦の数え方は前に見たように、前王が亡くなった年の翌年から正式に次の王の元年とするものであった。それでは、前漢からどのように元号の制度は推移したのであろうか。

付表5が前漢から東晋までの即位に伴う改元を一覧表にしたものである。すでに知られているように、明の洪武帝以後に一代の皇帝の間は改元しない方式、いわゆる一世一元の制度になるまでは、しばしば改元が行われている。本稿では即位に伴う改元を扱うため、基本的にこれらの改元については言及しないことにする。

これまでの研究によって、中国では前皇帝が亡くなったその年のうちはその年号を用い、新皇帝は翌年正月をもって改元するとされてきた。^(註11)江戸時代の伊藤東涯は『制度通』の中で、「先君崩薨の後、明年を元年と云、踰年改元すと云、是なり。」と明確に述べている。この点は、王仲殊氏が指摘され、^(註12)菅谷文則氏がそれを受けて、福知山市広峯15号墳で出土

付表5 前漢～東晋までの即位に伴う改元

番号	改元	西暦	皇帝	改元理由(明記理由)	出典	備考
1	始元元年正月?	B.C.86	昭帝	帝年八歳即位、明年改元	漢書・昭帝紀・師古注	前年二月即位
2	本始元年正月?	B.C.73	宣帝	宣帝即位之明年改元曰本始	漢書元帝紀・師古注	前年六月即位
3	初元元年正月?	B.C.48	元帝	不詳		前年十二月即位
4	建始元年正月?	B.C.32	成帝	即位明年乃改元耳	漢書成帝紀・師古注	前年六月即位
5	建平元年正月?	B.C.6	哀帝	即位明年乃改元	漢書哀帝紀・師古注	前年四月即位
6	元始元年正月?	1	平帝	不詳		前年九月即位
7	居摂元年正月?	6	嬰	明年改元曰居摂	漢書王莽伝	前年十二月即位
8	初始元年正月?	8	王莽	不詳		
9	建武元年六月	25	光武帝	即皇帝位、・・・於是建元為建武	後漢書光武帝紀上	王朝交替六月即位
10	永平元年正月?	58	明帝	不詳		前年二月即位
11	建初元年正月?	76	章帝	不詳		前年八月即位
12	永元元年正月?	89	和帝	不詳		前年二月即位
13	延平元年正月?	106	殤帝	不詳		前年十二月即位
14	永初元年正月?	107	安帝	不詳		前年八月即位
15	永建元年正月?	126	順帝	不詳		前年十一月即位
16	永嘉元年正月?	145	沖帝	不詳		前年八月即位
17	本初元年正月?	146	質帝	不詳		前年正月即位
18	建和元年正月?	147	桓帝	不詳		前年閏六月即位
19	建寧元年正月	168	靈帝	即皇帝位、年十二、改元建寧。	後漢書孝靈帝紀	同月即位
20	光熹元年四月	189	少帝	皇子弁即皇帝位、・・・太后臨朝、大赦天下、改元為光熹。	後漢書孝靈帝紀	同月即位
21	永漢元年九月	189	獻帝	即皇帝位、・・・改昭寧為永漢。	後漢書孝獻帝紀	同月即位
22	初平元年正月?	190	獻帝	十一月詔除光熹、昭寧、永漢三號、還復中平六年。	後漢書孝靈帝紀	前年九月即位
23	黃初元年十月	220	文帝	王升壇即阼、百官陪位、・・・改延康為黃初。	三国志魏書文帝紀	禪讓、即位
24	太和元年正月?	227	明帝	不詳		前年五月即位
25	正始元年正月?	240	芳	不詳		前年正月即位
26	正元元年十月	254	髦	大赦、改元。	三国志魏書三少帝紀	芳廢帝により即位
27	景元元年六月	260	元帝	大赦、改年。	三国志魏書三少帝紀	髦卒により即位
28	泰始元年十二月	265	武帝	於是大赦、改元	晉書武帝紀	受禪即位
29	永熙元年四月	290	惠帝	皇太子即皇帝位、大赦、改元為永熙、	晉書惠帝紀	即位改元
30	永嘉元年正月	307	懷帝	正月癸丑朔、大赦、改元	晉書孝懷帝紀	前年十一月即位
31	建興元年四月	313	愍帝	即皇帝位、大赦、改元	晉書孝愍帝紀	懷帝暗殺即位
32	太興元年三月	318	元帝	於是大赦、改元。	晉書元帝紀	愍帝暗殺即位
33	太寧元年正月?	323	明帝	不詳		前年閏十一月即位
34	咸和元年二月	326	成帝	大赦、改元。	晉書成帝紀	前年閏三月即位
35	建元元年正月	343	康帝	改元。	晉書康帝紀	前年六月即位
36	永和元年正月	345	穆帝	皇太后設白帷於大極殿、抱帝臨軒、改元。	晉書穆帝紀	前年九月即位
37	隆和元年正月	362	哀帝	大赦、改元。	晉書哀帝紀	前年五月即位

番号	改元	西暦	皇帝	改元理由（明記理由）	出典	備考
38	太和元年正月？	376	海西公	不詳		前年二月即位
39	咸安元年十一月	371	簡文帝	改元為咸安。	晋書簡文帝紀	即位改元
40	寧康元年正月	373	孝武帝	改元	晋書孝武帝紀	前年七月即位
41	隆安元年正月	397	安帝	朔、帝加元服、改元。	晋書安帝紀	前年九月即位
42	元熙元年正月	419	恭帝	朔、改元。	晋書恭帝紀	前年十二月即位

した斜縁蟠龍鏡の銘文に見られた「景初四年」銘について論を展開された。^(註13) この「景初四年」の年号は中国での即位改元の原則ではありえない年号であるがゆえ、多くの検討がなされたのである。^(註14)

その後、1990年代になり、山口洋氏によって中国の踰年改元について詳細な研究が出された。^(註15) 山口氏によれば、この「踰年改元」は中国王朝の理想であり、できる限り目指されたが、皇帝を巡る争いがあったり、先帝が殺されたり、対外関係上政権存続を示すときには同年中の改元が普通に行われたという。また、近年、恩赦との関わりで、佐竹昭氏が中国の改元と恩赦の関係を詳細に検討された。^(註16) 特に、佐竹氏は踰年改元と即位同時改元を南朝において、うまく政治利用されるようになったことを指摘されており、注目すべき見解と言える。ただ、それでも前漢以来の即位に伴う改元は、山口氏が指摘されるように、踰年改元が理想と思われるようになってきたことは認めてもよからう。

それで、改めて本当にそれで良いのかという点も含めて検討したい。元号制度自体は武帝の時代に始まったので、付表5では次の昭帝の即位から掲載した。それによれば、前漢から新の王莽にかけては、完全に前皇帝が亡くなった年はその元号を用い、翌年正月に改元するというのが基本となっている。後漢王朝でも基本的にはそうであるが、光武帝が即位したときは戦乱のさなかということで、即位と同時に改元されている。また、後漢末の少帝や献帝は董卓の専権時代になり、即位と同時に改元がされている。これらは例外として取り扱うべきものとする。

これ以後、中国の魏晋南北朝時代は、王朝交替時には禪讓という形式の易姓革命がなされている。始めの後漢から魏や、魏から晋への交替時には前の皇帝の一族はまだ命脈を保っていたが、東晋から宋への交替以後は、完全に前の皇帝の一族は皆殺しにあって、完全に滅ぼされている。同時に、この改元も王朝交替時には即位と同時に、ほどなくして改元されるのが普通になっている。この点、佐竹氏が指摘されたように、即位時改元と踰年改元がうまく利用されたことは確実であろう。^(註17)

この時期で例外なのは西晋時代である。翌年正月改元の例もあるが、即位時に改元がなされている例が多い。

そこで、西晋時代を細かく見ていくと、まず、武帝の時は受禪即位であるから、12月で

あるにもかかわらず改元されている。これは魏の文帝が受禪即位した時の例に習ったのであろう。しかし、次の惠帝は皇太子であったにもかかわらず、4月に即位したと同時に改元している。その次の懷帝や愍帝は八王の乱に続く混乱期にあり、また北方からの異民族の侵入もあるため、華北が混乱状態に陥っていたことによる例外ともみなせる。次の元帝や明帝は東晋王朝の建国時期になるので、これも混乱期による例外と判断することができる。したがって、完全に不詳なのは惠帝即位時だけということになる。ここではその理由は直ちに解明出来ないが、何らかの事情が生じたことは窺える。

以上の点から、後漢から東晋末までの段階では、若干の例外はあるものの、以下の3点に集約できる。(1)原則は前皇帝の死後、その年はその元号をそのまま使い、翌年の正月か早い段階で改元がなされる。(2)王朝交替時には、受禪即位とほぼ同時に改元がなされる。(3)政変による即位や讓位による即位の時は即位と同時にやや間をおいて改元される。ということである。この結論は、山口氏の調査とほぼ同一であるが^(註18)、踰年改元以外の場合を3点に集約した。

この原則がこの時代以降も当てはまるのかどうかを、章を改めて検討したい。

4. 南北朝時代の即位改元

(1)南朝

南朝では、東晋以来、宋・齊・梁・陳の5つの王朝が興亡している。その時代の即位改元を示したのが、付表6である。ここでは三国時代の魏・呉・蜀については省いている。魏では原則どおりであるが、呉や蜀では即位同時改元が見られる。蜀の場合は、劉備が呉との戦闘時に白帝城で没しているため、非常時ということもあり、即位同時改元が行われたと見るべきであろう。

とはいえ、これらでも、基本は即位の翌年に改元することが原則になっていることがわかる。例外的に政変やクーデターのようなことがあると、即位時に改元が行われている。特に、宋から齊へ、齊から梁へ、梁から陳への受禪即位が前提となる傀儡皇帝の即位のときは、ほぼ全部が即位時改元となっている。禪讓劇が終わり、易姓革命が成立して新皇帝が即位すると、即日に改元されているのである。これは例外なく、南朝では通常のこととなっている。

以上の点は、先の前漢の武帝以来の即位時改元の法則とほとんど一致している。すなわち、(1)平常時には前皇帝が崩御したときに直ちに即位した新皇帝のもとで、その年は前皇帝の元号を用い、翌年の正月をもって改元する。(2)禪讓による王朝交替時には受禪即位と同時に改元がなされる。(3)政変による即位もしくは讓位による即位の時は、即位と

付表6 宋～陳までの即位に伴う改元

番号	改元	西暦	皇帝	改元理由	出典	備考
1	永初元年六月	420	武帝	改晉元熙二年為永初元年。	宋書武帝紀下	即位、改元
2	景平元年正月	423	營陽王	朔、大赦、改元為景平元年。	宋書少帝紀	前年五月即位
3	元嘉元年八月	424	文帝	大赦天下、改景平二年為元嘉元年。	宋書文帝紀	同年同月即位
4	孝建元年正月	454	孝武帝	朔、車駕親祠南郊、改元、大赦天下。	宋書孝武帝紀	前年即位
5	永光元年正月	465	廢帝	改元永光。	宋書明帝紀	前年閏五月即位
6	泰始元年八月	465	明帝	改景和元年為泰始元年。	宋書明帝紀	即位時改元
7	元徽元年正月	473	蒼梧王	朔、改元、大赦天下。	宋書後廢帝紀	前年四月即位
8	昇明元年七月	477	順帝	改元、大赦天下	宋書順帝紀	同年七月即位改元
9	建元元年四月	479	高帝	可大赦天下、改昇明三年為建元元年。	南齊書高帝紀下	受禪即位
10	永明元年正月	483	武帝	車駕祠南郊、大赦、改元	南齊書武帝紀	前年三月即位
11	隆昌元年正月	494	鬱林王	丁未、改元、大赦。	南齊書鬱林王紀	前年七月即位
12	建武元年十月	494	明帝	大赦天下、改元。	南齊書明帝紀	政變即位
13	永元元年正月	499	東昏侯	大赦、改元	南齊書東昏侯紀上	前年七月即位
14	中興元年三月	501	和帝	即皇帝位、大赦、改元	南齊書和帝紀	政變即位
15	天監元年三月	502	武帝	可大赦天下、改齊中興二年為天監元年	梁書武帝紀中	受禪即位
16	大宝元年正月	550	簡文帝	可大赦天下、改太清四年為大宝元年	梁書簡文帝紀	前年即位
17	承聖元年十月	552	元帝	改元、大赦。	梁書元帝紀	即位改元、侯景の乱による
18	紹泰元年十月	555	敬帝	改承聖四年為紹泰元年	梁書敬帝紀	同年二月即位、元帝前年殺害
19	永定元年十月	557	武帝	可大赦天下、改梁太平二年為永定元年	陳書高祖紀下	受禪即位
20	天嘉元年正月	560	文帝	改永定四年為天嘉元年	陳書世祖紀	前年十月即位
21	光大元年正月	567	臨海王	可大赦天下、改天康二年為光大元年	陳書廢帝紀	前年三月即位
22	太建元年正月	569	宣帝	可改光大三年為太建元年	陳書宣帝紀	政變即位
23	至德元年正月	583	長城公	大赦、改元。	陳書後主紀	前年正月即位

同時かやや間をおいて改元される。の3点である。

(2)北朝

それでは、北朝ではどうであったろうか。北朝では五胡十六国のようにばらばらの状態では変化をつかみにくい、山口氏の指摘のように、同年改元が多い^(注19)。これは、上にまとめた(2)と(3)にほぼ当てはまり、山口氏がいわれる政権存続を示す改元も、異常時という点でここに含めても良からう。次に、統一王朝ということから、北魏王朝の成立時期から確認してみたい。特に、北魏は我が国の律令制導入に関して、最も日本律令の規定と近いものがあると近年いわれているところでもある。

付表7は、北魏から唐末までの即位改元をまとめたものである。注目すべきは北魏の例である。北魏王朝では政変で即位する皇帝が多いためかはわからないが、即位時に改元される例が多い。最盛期といわれている孝文帝の時も即位時に改元されている。しかし、政

変即位と孝文帝の例を除くと、前年に即位した皇帝は翌年の正月に改元されているのである。こういったことから、北魏でも理想としての踰年改元は目指されたが、政変による即位が多かったことから、同年中の改元が多く行われたとみてよからう。

次の北周の時代も不詳なところが多い。北周は、北魏が北斉に禅譲されたことに対抗して宇文泰が西魏を建てたことに始まり、次の宇文覚が禅譲されて天王の位に即位した時が建国となる。国初は皇帝を名乗らなかった関係か、改元のことが無いのである。しかも、権力を天王以外のものが持ったり、かなり紆余曲折を経ており、最終的にこの宇文覚の明帝が皇帝を称したときに改元された。以後、武帝・宣帝と即位翌年の正月に改元されており、通常の王朝内の踰年改元の状況となっている。

以後、北周から隋、隋から唐への時期も、王朝内部の代替わりに際しては、基本的には即位翌年の正月に代始めの改元がなされている。そして、王朝の交替時には即位と同時に改元がなされ、同じ年に違う年号が用いられている。これは先に見たとおり、禅譲即位による改元として即位と同時に同年中の改元が行われたのである。

ところで、唐王朝では同一王朝内での即位でありながら、同年中に即位改元がなされた例は、付表7の29・31・32・33・34・35・37・44・45・47と10例にも及んでいる。29は則天武后による中宗廢位事件であり、31は則天からのクーデターによる権力奪取があり、また32は中宗毒殺後の韋后へのクーデターによる政変があったときである。34・35は安史の乱の最中ということで例外に扱うべきであろう。37も順宗即位の時点ですでに危篤状態であったことが原因で死の直前に改元して名を残さしめる目的の改元と見られるので、これも特例の扱いとなろう。そうすると、厳然たる例外は33と42・43ということになる。

このうち、42・43はいずれも前年即位で、翌年11月改元となっていて、踰年改元には違いないが、ずいぶんと期間が開いている。この点が問題になろうが、とりあえず踰年改元の範疇で捉えておきたい。

それで、最後に残った33であるが、これは睿宗から玄宗への譲位による即位の時、延和元年6月に即位となっている。そして、『旧唐書』には改元の記事はないものの、翌年の先天2年7月3日に正式に権力の移譲が確定し、8月に改元が行われている。この点は、譲位時に同時改元出来なかったのは、佐竹氏の言われるように、権力の所在と関係すると見てよからう。^(註20)

以上から見て、基本は佐竹昭氏が考えられた点と変わるところはない。実際に、踰年改元が原則であった上に、時に応じて即位同時改元などをうまく使っている点は否めない。そこで、私なりにまとめてみると、南北朝時代以降でも、前に確認したのと同じく、(1)原則は前皇帝の死後、その年はその元号をそのまま用い、翌年の正月か早い段階で改元が

付表7 北魏～唐末までの即位に伴う改元

番号	改元	西暦	皇帝	改元理由	出典	備考
1	登国元年正月	386	道武帝	帝即位王位、郊天、建元。	魏書太祖紀	即位
2	永興元年10月	409	明元帝	即皇帝位、大赦、改年為永興元年。	魏書太宗紀	同月政変即位
3	始光元年正月？	424	太武帝	不詳		前年十一月即位
4	興安元年10月	452	文成帝	即皇帝位於永安前殿、大赦、改年。	魏書高宗紀	太子監国恭宗急死により即位
5	天安元年正月	466	獻文帝	朔、大赦、改年。	魏書顯祖紀	前年五月即位
6	延興元年八月	471	孝文帝	即皇帝位於太華前殿、大赦、改元延興元年。	魏書高祖紀	即位時改元
7	景明元年正月	500	宣武帝	乙巳、大赦、改年。	魏書世宗紀	前年四月即位
8	熙平元年正月	516	孝明帝	朔、大赦、改年。	魏書肅宗紀	前年正月即位
9	建義元年四月	528	孝莊帝	可大赦天下、改武泰為建義元年。	魏書孝莊紀	政変即位
10	永安元年八月	528	孝莊帝	乙亥、以平葛榮、大赦天下、改為永安元年。	魏書孝莊紀	
11	普泰元年二月	530	前廢帝	改建明二年為普泰元年。	魏書廢出三帝紀	政変即位
12	中興元年十月	531	後廢帝	即皇帝位於信都城西、大赦、称中興元年。	魏書廢出三帝紀	政変即位
13	太昌元年四月	532	出帝	戊子、即帝位於東郭之外、改中興二年為太昌元年。	魏書廢出三帝紀	政変即位
14	天平元年十月	534	孝靜帝	即位於城東北、大赦天下、改永熙三年為天平元年。	魏書孝靜紀	政変即位、東魏
15	大統元年正月？	535	文帝	不詳		前年閏十二月即位、西魏
16	廢帝元年	552	廢帝			改元無し
17	恭帝元年	554	恭帝			改元無し
18	？	557	孝閔帝	不詳		前年閏六月即位
19	武成元年八月	559	孝明帝	改天王称皇帝、大赦改元。	周書帝紀四 明帝	前前年九月即位
20	保定元年正月	561	武帝	戊申、可改武成三年為保定元年。	周書帝紀五 武帝上	前年四月即位
21	大成元年正月	571	宣帝	受朝於露門、大赦、改元大成。	周書帝紀七 宣帝	前年六月即位
22	大定元年正月	581	靜帝	可大象三年為大定元年。	周書帝紀八 靜帝	前前年二月受禪即位、翌年改元無し
23	開皇元年二月	581	文帝	備禮即皇帝位於臨光殿、是日告廟、大赦、改元。	隋書帝紀一 高祖上	禪讓、即位と同時に
24	大業元年正月	605	煬帝	朔、大赦、改元。	隋書帝紀三 煬帝上	前年七月即位
25	武德元年四月	618	高祖	高祖即皇帝位於太極殿、改隋義寧二年為唐武德元年。	旧唐書本紀一 高祖	禪讓、即位と同時に
26	貞觀元年正月	627	太宗	乙酉、改元。	旧唐書本紀二 太宗上	前年八月讓位
27	永徽元年正月	650	高宗	朔、上不受朝、詔改元。	旧唐書本紀四 高宗上	前年六月朔即位
28	嗣聖元年正月	684	中宗	朔、改元。	旧唐書本紀六 武后	前年十二月即位
29	文明元年二月	684	睿宗	天下大赦、改元文明。	旧唐書本紀六 武后	即位当日改元
30	載初元年正月	690	則天	改永昌元年十一月為載初元年正月。	旧唐書本紀六 武后	正月即位

番号	改元	西暦	皇帝	改元理由	出典	備考
31	景龍元年九月	707	中宗	大赦天下、改元為景龍。	旧唐書本紀七 中宗	二年前神龍元年正月即位
32	景雲元年七月	710	睿宗	天下大赦、改元為景雲。	旧唐書本紀七 睿宗	前年六月即位
33	先天元年六月？	712	玄宗	不詳	旧唐書本紀八 玄宗	六月讓位即位
34	至德元年七月	756	肅宗	可天下大赦、改元曰至德。	旧唐書本紀十 肅宗	同月讓位即位
35	広徳元年七月	763	代宗	御宣政殿宣制、改元曰広徳。	旧唐書本紀十一代宗	前年四月即位、安史の乱最中
36	建中元年正月	780	徳宗	朔、御含元殿、改元建中。	旧唐書本紀十二徳宗	前年五月即位
37	永貞元年八月	805	順宗	宜改貞元二十一年為永貞元年。	旧唐書本紀十四順宗	同年正月即位、すでに危篤
38	元和元年正月	806	憲宗	大赦天下、改元曰元和。	旧唐書本紀十四憲宗	前年八月即位
39	長慶元年正月	821	穆宗	大赦天下、改元長慶。	旧唐書本紀十六穆宗	前年正月即位
40	宝暦元年正月	825	敬宗	大赦、改元宝暦元年。	旧唐書本紀十七敬宗	前年正月即位
41	大和元年正月	827	文宗	御丹鳳樓、大赦、改元大和。	旧唐書本紀十七文宗	前年十二月敬宗殺害により即位
42	会昌元年正月	841	武宗	御丹鳳樓、大赦、改元。	旧唐書本紀十八上武宗	前年正月即位
43	大中元年正月	847	宣宗	御丹鳳門、大赦、改元。	旧唐書本紀十八下宣宗	前年三月即位
44	咸通元年十一月	860	懿宗	御丹鳳門、大赦、改元。	旧唐書本紀十九上懿宗	前年八月即位
45	乾符元年十一月	874	僖宗	御丹鳳門、大赦、改元為乾符。	旧唐書本紀十九下僖宗	前年七月即位
46	龍紀元年正月	889	昭宗	宣制大赦、改元。	旧唐書本紀二十上昭宗	前年三月即位
47	改元無し	905	哀帝		旧唐書本紀二十下哀帝	前年八月昭宗殺害により即位

なされる。(2)王朝交代時には、受禪即位とほぼ同時に改元がなされる。(3)政変で即位したり、もしくは讓位で即位した場合は、即位と同時にかやや間をおいて改元が行われる。といった点である。

5. 日本の8世紀から11世紀初頭の即位改元

(1) 8世紀の即位改元

日本の元号制度が何時から始まるかは一旦置いておくにしても、8世紀の初頭に大宝建元以降、現在に至るまで独自の元号制度が展開していることはいうまでもない。その中で、大宝から江戸時代幕末の慶応までは、一代の天皇の間に幾度も改元される体制であったが、明治以降に中国の明時代から採用された一世一元の制度を取り入れたことはよく知られている。

その中であって、即位に伴う改元がなされることは、元号制度が始まって以来、中世後期から近世初期を除くと、ほぼ一貫して存在した。すでに所功氏の研究にあるように、祥瑞や辛酉年の改元が後世になるほど増えているが、その中でも即位改元は南北朝以後江戸

時代前半期までを例外とすると、^(注21) 確実に行われている。これは法的に決まっているものではなく、慣習として成立してきたことは疑いない。

そこで、本稿ではすべての即位改元を扱うことは紙幅の関係からできないので、ここでは11世紀初頭の古代末期までに限定して考えてみたい。

付表8は、その即位時の元号と、即位後に最初に改元された時の元号を一覧表にまとめたものである。この表で見ると、現行のように天皇崩御後の踐祚即日か翌日改元というのはほとんど見られない。むしろ、踰年改元というのが一般的である。

中でも、8世紀は定型化された時代ではなく、むしろケースバイケースである。1は先帝の文武が崩御して元明が即位した後、翌年正月になって改元されている。これは中国の即位改元のあり方と一致している。あるいは、元号制度が定着して最初の代替わりということもあり、忠実に中国の方式を真似たのかもしれない。

次の2～4までは、譲位による即位であり、実権は太上天皇ないし皇太后、及び側近が持っている例である。この場合は、即日改元となっている。中国の易姓革命時の受禪即位や譲位時の方式が採られたようである。

ただ、この方式は定着せず、9世紀以後のあり方とは一線を画している。6は、事実上、権力をめぐる戦闘から権力を集中させたものであり、先帝を廃した上で翌年改元となっている。7の場合は、その権力者が後継者無しで崩御したのであり、一定期間の準備を経て、即位と同時に改元されている。中国の易姓革命や政変による時の即位と酷似している。

これらの奈良時代の天皇即位に伴う改元は、5を例外としていずれも中国の改元のあり方を参考にされたことは間違いないであろう。すなわち、(1)先帝崩御の時は翌年正月に改元する。(2)譲位による即位の時は即日改元する。(3)政変による即位の時は即日か、翌年か、少し間をおくかのいずれかを採った。とまとめることができる。

(2) 9世紀以後の即位改元

付表8の8の桓武天皇の場合は平城宮で即位しているので8世紀の例に含めるべきであろうが、それ以後の例を見ると、9世紀の基調を作ったように思われるので、桓武をもって9世紀型の最初としておきたい。特に、この辺以降、踐祚と即位儀が分離したため、即位改元も踐祚を基準にするのか、即位儀を基準にするか難しいところがある。しかし、付表8による限り、踐祚が基準としているようにもみえる。この傾向は江戸時代とは異なっていることに注意したい。^(注22)

付表8のうち、8以降の例のうち、5例が諒闇即位であり、すべて翌年に即位改元として行われている。すなわち、踰年改元なのである。但し、改元された月は中国のように正月に固定されていない。4月が3例、5月が1例、8月が1例となっている。このうち、

付表8 8世紀から10世紀における我が国の即位に伴う改元（六国史・日本紀略による）

番号	天皇	即位（踐祚）	西暦	改元	西暦	備考
1	元明	慶雲4年7月17日	707	和銅元年正月11日	708	翌年正月改元
2	元正	和銅8年9月2日	715	靈龜元年9月2日	715	讓位改元
3	聖武	養老8年2月4日	724	神龜元年2月4日	724	讓位改元
4	孝謙	天平感宝元年7月2日	749	天平勝宝元年7月2日	749	讓位改元
5	淳仁	天平宝字2年8月1日	758	-	-	-
6	称徳	天平宝字8年10月9日(?)	764	天平神護元年正月8日	765	先帝廢位、翌年改元
7	光仁	神護景雲4年10月1日	770	宝龜元年10月1日	770	先帝崩御後二ヶ月後に即位、即位時改元
8	桓武	天応元年4月3日	781	延暦元年8月19日	782	翌年改元
9	平城	延暦25年3月18日踐祚	806	大同元年5月18日	806	先帝崩御踐祚。後大極殿にて即位、改元
10	嵯峨	大同4年4月1日	809	弘仁元年9月19日	810	讓位即位、葉子の変後改元
11	淳和	弘仁14年4月16日	823	天長元年正月5日	824	讓位即位、翌年正月改元
12	仁明	天長10年2月28日	833	承和元年正月3日	834	讓位即位、翌年正月の朝覲行幸後改元
13	文徳	嘉祥3年3月21日	850	仁寿元年4月28日	851	先帝崩御により4月17日即位、翌年改元
14	清和	天安2年8月27日	858	貞観元年4月15日	858	先帝崩御により11月7日即位、翌年改元
15	陽成	貞観18年11月29日	876	元慶元年閏2月21日	877	讓位踐祚、翌年正月3日即位、改元
16	光孝	元慶8年2月4日	877	仁和元年2月21日	878	讓位踐祚、2月23日即位、翌年改元
17	宇多	仁和3年9月26日	887	寛平元年4月27日	889	先帝崩御で踐祚、丸2年後改元の初例
18	醍醐	寛平9年7月3日	897	昌泰元年4月16日	898	讓位踐祚、7月13日即位、翌年改元
19	朱雀	延長8年9月22日	930	承平元年4月26日	931	讓位踐祚、11月21日即位、翌年改元
20	村上	天慶9年4月20日	946	天曆元年4月22日	947	讓位踐祚、4月28日即位、翌年改元
21	冷泉	康保4年5月25日	967	安和元年8月15日	968	先帝崩御により踐祚、翌年改元
22	円融	安和2年8月13日	969	天禄元年3月25日	970	讓位踐祚、9月23日即位、翌年改元
23	花山	永観2年8月27日	984	寛和元年4月27日	985	讓位即位、10月10日即位、翌年改元
24	一条	寛和2年6月23日	986	永延元年4月5日	987	讓位踐祚、7月22日即位、翌年改元
25	三条	寛弘8年6月13日	1011	長和元年12月25日	1012	讓位踐祚、10月16日即位、翌年改元
26	後一条	長和5年1月29日	1016	寛仁元年4月23日	1017	讓位踐祚、2月7日即位、翌年改元

21の冷泉天皇の場合は当時の政治状況から勘案するとやや例外と見た方がよく、諒闇即位に際しては即位改元としては4月に改元する例が多くなっているようである。

残りの9世紀から10世紀にかけての場合も多くは讓位による即位がほとんどである。例えば、堀裕氏の研究によれば、諒闇即位の場合でも「如在之儀」と称して、讓位であるか

のようにして踐祚する場合が多いのである。^(注23)この場合でも、17の宇多天皇の例を除いて、ことごとく踰年改元となっている。

以上の9世紀以降の基調は、8世紀の譲位即位における即位改元のあり方とはかなり異なっている。8世紀の譲位即位では即位時に直ちに改元されたのが通常であるが、9世紀以降は踰年改元である。これ以降、南北朝期から江戸時代初期には即位改元そのものがなされていないこともあるが、江戸時代以降の復興以後も即位儀(踐祚ではない)の翌年に改元されるのが通例となっている。

6. 淳仁天皇の元号

これまで述べたように、中国の元号制度を取り入れた日本では、正確に中国元号の建て方を模倣している。後には、踰年改元という形で一般化したのであるが、元号制度が始まった時期の8世紀をもう一度見ることで、淳仁朝のあり方を今一度検証したい。

淳仁天皇の時期は次の称徳天皇以後とは少し異なっている。称徳の場合は藤原仲麻呂の乱という戦乱での勝利を得て権力を奪取したのであるが、踰年改元を実施した。この点は中国での例に習うならば、即位同時改元であろうが、称徳の場合は即位儀を行った形跡がない。すでに尼僧の姿ということで、即位儀は行っていない。その結果として踰年改元が行われ、実質的にこれが即位改元と等しい意味を持っている。

次の光仁天皇の場合は、皇太子の期間を2か月過ごし、その上での即位改元となっている。中国の例からすれば、政変か実質的に新王朝の成立を宣言しているかのような即位改元の仕方になっている。まだ光仁の時期には天智系統への交替は意識されていないというのが通説であるが、^(注24)即位改元のあり方だけから見れば、王朝交替のパターンとなっている。中国の例を知らないはずはないので、あるいはすでに天智系へ王統が交替したという意識は奈良時代の貴族たちの間にはあったのかもしれない。

これ以後、桓武天皇以後は、諒闇即位や譲位即位に関わらず、すべて踰年改元となっている。これが9世紀以降の基調となっていることは指摘したとおりである。

それでは、淳仁以前は改めてどうであろうか。実際には4例しかないのであるが、元明天皇即位の時は諒闇即位で、即位は前年の7月に行い、翌年の正月に改元している。これは中国の王朝内での代替わり儀式とほとんど同じパターンで進行している。

それ以後、元正・聖武・孝謙はいずれも先帝からの譲位によって即位儀が行われている。いずれも即位と同時改元である。これも、中国で譲位改元が行われた場合と同じパターンで進行している。これら4例は中国王朝の例を参考に即位改元が行われたことは、これまでの研究にあるようにほぼ確実であろう。

ところが、淳仁天皇の場合だけが著しく異なっている。本来なら、淳仁即位と同時に改元が行われても良いのであろうがなされていない。橘奈良麻呂の変の後「天平宝字」と改元され、翌年に淳仁が譲位即位している。

譲位した孝謙であるが、孝謙の即位時には「天平感宝」と改元され、同年中には「天平勝宝」と改元されたほどであるから、前年8月に「天平宝字」と改元されたからといって、淳仁即位時には近いから改元されなかったとは考えられない。しかも、橘奈良麻呂の変の後は官職名も中国風に変えられるなど、藤原仲麻呂政権下では唐風政策が行われており、中国の場合の即位改元を知らなかったとはとても言えない時代である。そこには別の要素が存在していたはずである。

そこで、当時の権力の所在を考えてみたい。『続日本紀』天平宝字3年(759)6月庚戌条によれば、淳仁は即位後に父親の舍人親王に天皇号を追贈するに当たり、まず孝謙上皇に相談している。孝謙はそれを光明皇太后に奏上するように述べ、結局光明皇太后の指示で「崇道尽敬皇帝」と追贈することになった。

この経過を整理すれば、淳仁→孝謙、淳仁→光明という順序を辿り、ここで決定している。すなわち、尊号追贈の最終決定権は孝謙でも淳仁でも無く、光明皇太后であったことがわかる。これは一例に過ぎないが、これが天皇権力を行使するうえで淳仁を縛っていたとすれば、皇太后存命中は改元も自由に行えないことは十分に考えられる。淳仁の時代には天皇権力を行使し得る人物として孝謙上皇や光明皇太后が存在したのである。

さらに、実物史料として「東大寺封戸処分勅」(「東南院文書」)を見れば、全文藤原仲麻呂の直筆で、上から内印が押されている。これなどは、仲麻呂が淳仁天皇の名で勅を発していた明らかな証拠になる。仲麻呂も天皇権力を事実上行使しうる位置にいたことになる。

加えて、まもなく皇太后が崩御し、孝謙も喪に服したが、仲麻呂の専権時代になったこと、さらにその3年後には孝謙が百官を集めて国家の大事を掌握するという宣言がなされたり、かなり迷走する時期でもある。こういったいろいろな点が複雑にからみ合って、結果として淳仁天皇一代の間、改元がなされずに終わったのかもしれない。

いずれにしても、決定的な史料がないため、断定はできないが、やはり淳仁朝の間、淳仁には自らが天皇権力を行使するほどの権力を手中に収めていたとはいいがたかったのではあるまいか。淡路に幽閉後に淳仁を慕って、官人が淡路詣でを行うことを警戒する称徳側に結局淳仁が暗殺されることになるのは、前天皇として権力の核になることが恐れられたのではないかと推定もできる。

7. おわりに

これまで、中国や韓国の王朝例における即位改元のあり方を参考にして、改めて淳仁朝一代の改元が無かった状況を推定してみた。むろん、これまでの研究で言い尽くされている感があるが、私自身改めて従来の説で良いことを確認するため文章にしてみた。

これまで述べてきたことをまとめておきたい。

(1) 中国では元号制度が出来る以前に、王暦を数える場合、先王が崩御したときに次王の元年は翌年から始まった。『日本書紀』の数え方もこれを踏襲した。

(2) 朝鮮三国の場合は、次王即位と同時にその王の元年とされ、前王の最後の年と重なる数え方となった。元号も各王朝でいくつかみられるが、定着すること無く、中国王朝の元号を用いて近代に至る。

(3) 中国王朝の即位改元は、以前の王暦の数え方を踏襲し、原則は前皇帝の死後、その年は前の元号をそのまま用い、翌年の正月以降の早い段階で改元がなされる。但し、王朝交替時には受禪即位時に改元がなされ、政変による即位や譲位による即位時には即位と同時か、やや間を置いて改元が行われた。

(4) 日本場合は9世紀以降、明治天皇の即位まで、基本的には踰年改元が実施された。しかし、8世紀の即位改元が始まった時期は中国王朝の例を用いたが、淳仁朝一代だけは即位改元がなされなかった。それは権力の所在が淳仁天皇に無かったことや、その後の事件などの関係で結果として一代にわたり改元が行われなかったと見られる。

以上、ながながと考察してきた結果をまとめた。淳仁天皇にはまだまだ権力の核としての視点からの考察が必要であるが、それは今後の課題としておくこととし、今は大方の御批判をお受けすることにしたい。

(どばし・まこと = 京都市立総合資料館歴史資料課)

注1 所功『年号の歴史<増補版>』雄山閣 1988

注2 拙稿「淳仁天皇 ほんろうされた傀儡の帝<藤原仲麻呂の王朝篡奪計画>」(栄原永遠男編『古代の人物3 平城京の落日』清文堂) 2005年

注3 木本好信「淳仁天皇とその政治的権威試論-天平宝字期政治史の一齣(1)-」(『甲子園短期大学紀要』No.26) 2007年

注4 伊藤東涯『制度通』巻一「元年改元の事」(吉川幸次郎校訂『制度通』上巻 岩波文庫) 1944年

注5 山口洋「中国古代における踰年改元について」(『中央大学大学院研究年報(文学研究科)』No.22 中央大学大学院年報編集委員会) 1993年

- 注6 那珂通世著・三品彰英増補『増補上世年紀考』 養徳社 1948年
- 注7 倉西裕子「『日本書紀』と『古事記』の称元法」(『アジア遊学 特集天空の神話学』121 勉誠出版) 2009年
- 注8 「踰年称元」とすると、元号制度以前の王暦段階のものまで含んでしまう恐れがあるため、ここでは元号を改めるという意味で「踰年改元」と呼称することにした。
- 注9 藤田亮策「朝鮮の年号と紀年」上・下(『東洋学報』41-2、41-3) 1958年、1959年
- 注10 所功『日本の年号』 雄山閣 1977年、40~42頁
- 注11 山口・前掲注5論文、57~60頁
- 注12 王仲珠「日本出土の銅鏡からみた三世紀の倭と中国江南との往来」(同『三角縁神獣鏡』所収 学生社) 1992年
- 注13 菅谷文則「景初四年銘鏡をめぐる諸問題」((財)京都府埋蔵文化財調査研究センター編『謎の鏡』 同朋舎) 1989年
- 注14 王・前掲注12論文、菅谷・前掲注13論文ほか、前掲注13書所収論文など
- 注15 山口・前掲注5論文
- 注16 佐竹昭「中国古代の帝位継承と恩赦・改元」(『紀要1 地域文化研究』第22巻 広島大学総合科学部) 1996年
- 注17 佐竹・前掲注16論文、146~156頁
- 注18 山口・前掲注5論文、63~66頁
- 注19 山口・前掲注5論文、2・3
- 注20 佐竹・前掲注16論文、161~163頁
- 注21 南北朝時代から江戸時代初期までの段階では、権力の所在の有無なども関係するのか、この即位改元がきちり行われていない例が存在する。例えば、江戸時代初期の明正天皇の場合は、後水尾天皇の時に改元された「寛永」を一代通じてずっと使い続けている。このような例も存在するのである。その後、旧儀復興が軌道に乗る頃には踐祚時ではなく、即位儀のあった翌年に改元するという方式が確定していく。
- 注22 江戸時代から明治天皇の即位までは、踐祚の翌年ではなく、喪が明けてから行われる即位儀の翌年の4月頃に改元される例が多い。これは9世紀以降の例とは異なっていることに注意したい。
- 注23 堀裕「天皇の死の歴史的位位置-『如在之儀』を中心に-」(『史林』81-1) 1998年
- 注24 二星祐哉「桓武朝における天智系皇統意識の成立」(『ヒストリア』第215号) 2009年